

株式会社 Karigo による商標「レンタルポスト」侵害について Vol.2

中野私書箱センターアクアが商標権を所有し運営する「レンタルポスト」について令和5年2月3日付株式会社 K 社（以下「株式会社 Karigo」）による商標権「レンタルポスト」侵害に関するお知らせをのせておりますが、当社から通知して内容証明郵便の内容や商標利用料35万円の請求について株式会社 Karigo 側から令和5年7月10日付で当社が受けた明確な損害の証拠及び証明を求められました。2回目の商標侵害に対して知らなかったと主張される件、グーグル広告でのリスティング広告（検索連動型広告）に「レンタルポスト」の文字は一切使ってなく、キーワードにも入れてなかった為、2022年7月～2023年2月まで自社サイトに勧誘・誘導はしていないと主張され、全く話がかみ合わない為、会員様や関係各所にも株式会社 Karigo 側が求める証拠を共有しながら説明させていただきます。

当社からの通知書（令和5年2月3日付 内容証明郵便）

https://www.aqua-post.com/wp/wp-content/themes/aquapost/230203_shingai01.pdf

当社からの通知書（令和5年6月27日付 内容証明郵便）

https://www.aqua-post.com/wp/wp-content/themes/aquapost/230627_shingai02.pdf

株式会社 Karigo 側から当社への通知書（令和5年7月10日付 内容証明郵便）

https://www.aqua-post.com/wp/wp-content/themes/aquapost/230710_karigo.pdf



【2回目の商標侵害により不正利用について】

主張① 2022年7月「レンタルポスト」が中野私書箱センターアクアの商標だった事を知らない。

主張② 以前対応した従業員は辞めており連絡先もわからない、またその頃の従業員は社長含めみんな辞めており確認もとれずメールも残って無い

【2回目の商標侵害であることの証拠】

1回目、2018年1月31日に当社から株式会社 Karigo 側へ商標侵害の警告メールをしており、2018年2月1日付で株式会社 Karigo 側から「ご指摘いただきました通り表記に問題がございましたので、早急に対応させていただきます」と返信メールをもらい、その後に問題の表題やリンク先の文字「レンタルポスト」を「私書箱」に全て変えていただきました。

証拠 1回目 2018年2月1日付 株式会社 Karigo 側とのやりとりメール画像写し

甲第 4 号証

Subject: 【Karigo】早急に対応させていただきます
From: "株式会社Karigo" <support@karigo.co.jp>
Date: 2018/02/01 12:24
To: info@aqua-post.com

中野私書箱センターアクア
栢森高志 様

お世話になっております。
Karigoの[]と申します。

下記お問合せにつき確認いたしまして、
ご指摘いただきました通り表記に問題がございましたので、
早急に対応させていただきます。

この度は誠に申し訳ございませんでした。

何卒よろしくお願い申し上げます。

Karigo
[]

■会社名
中野私書箱センターアクア

■氏名
栢森高志

■メールアドレス
info@aqua-post.com

■電話番号
035306088

■内容
株式会社Karigo 様
私は平成16年5月より東京都中野区で私設私書箱を運営しております栢森と申します。
商標区分第39類、配達物の一時預かり、寄託を受けた物品の倉庫における保管を指定役務とする「レンタルポスト」の文字からなる登録商標（商標登録第5522510号）に係る商標権を所有しております。
貴社が運営するサイトページにおいて私書箱サービスに「レンタルポスト」の文字を起業を検討されている方の説明に使用されておりますが、当社の登録商標「レンタルポスト」と同一であり、商標の侵害にあたりますので直ちにサイト上にある「レンタルポスト」の名称の使用を全て止めて下さい。
ページアドレス
<http://www.karigo.net/blog/how-to15/>

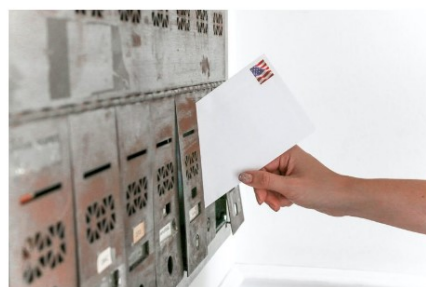
お忙しいと思いますが至急対応を宜しくお願い致します。

平成30年1月31日
中野私書箱センターアクア 代表 栢森

【判明した事と証拠】

株式会社 Karigo のホームページ内にあるお役立ちコラムとして「レンタルポスト」について1回目に警告した同じ内容を2つのサイトで2022年7月からまた拡散している事が判明

【証拠】 2022年07月07日 株式会社 Karigo お役立ちコラム「レンタルポスト」記事写し



「レンタルポスト」とは？個人の起業にも便利な3つのメリット

「レンタルポスト」というサービスをご存知でしょうか？
レンタルポストとは、専業主に届く郵便物や荷物を、レンタルポストスタッフが代わりに受け取って保管してくれるサービスです。

専業主にとって非常に便利なレンタルポストですが、個人が起業する際にも利用するメリットがあります。
今回は、起業時のレンタルポスト利用について、そのメリットを詳しくお伝えしています。

レンタルポストなら郵便物をいつでも受け取れる



レンタルポストを契約すると、営業時間中に届いた荷物をレンタルポストのスタッフに受け取ってもらうことができます。

個人で起業している場合、受け取りが必要な郵便物が届く時には、常に待機していなければならない。

頻繁に外出が必要になる事業では、なかなか荷物を受け取れない…なんてことも。

その点、レンタルポストなら、営業時間中は常に受け取りをおこなってもらえるので、オフィスに縛り付けられることがなくなります。

また、代わりに受け取るだけでなく、郵便物をそのまま自宅へ転送してくれるサービスをおこなっているレンタルポストもあります。

レンタルポストなら郵便物の盗難や個人情報の流出を防げる

個人事業主の場合、郵便の受け取りを自宅のポストに設定している方もいます。

しかし、自宅のポストでは、セキュリティ面において万全ではないことが多いです。簡単に郵便物を盗めるポストもあります。

いっぽうレンタルポストは、鍵付きのポストを使用するので郵便物を簡単に盗まれることはありません。

また、情報が流出してしまったときのリスクも抑えられます。

会社としての郵便物を自宅のポストで受け取っていると、住所がバレて不用品を送りつけるような嫌がらせを受けるような状況になりかねません。

レンタルポストを利用して自宅と郵便物受け取りの住所を分けることで、これらのリスクは最小限に抑えられます。

レンタルポストで企業としての信用度が上がる

ビジネスでの取引をおこなう上で、取引相手の会社の規模は重要です。郵便物の受け取り先として自宅の住所を記載していると、会社の規模が小さく見えてしまい、取引を断られてしまう、なんてことも。そういったケースを防ぐためにも、レンタルポストは有用です。

都内のレンタルポストを契約してしまえば、郵便物の受け取り住所から会社の規模を予想される、ということは起こりません。特に、個人で起業したばかりの方には大きなメリットと言えます。



パーチャルオフィスは、法人登記にも利用できる架空のオフィスです。そして、パーチャルオフィスのなかには、レンタルポストサービスの機能を兼ねたものもあります。会社としての住所を自宅とは別作り、なおかつ郵便物の受け取りや転送もできるため、起業したばかりの方にはとてもオススメできるサービスです。

しかし、パーチャルオフィスの事業者は数多く、それぞれでサービスも異なるため、どれを選べば良いかわからない、という方もいらっしゃるかもしれません。そこでオススメしたいパーチャルオフィスが、「Karigo」です。Karigoでは、全国64拠点以上にパーチャルオフィスを展開しています。

個人、団体問わず5,000以上の企業に利用された実績を持ち、レンタルポストサービス=郵便物の受け取りサービスも提供しています。レンタルポストの利用を考えている方は、ぜひ一度ご検討ください。

↓
<https://karigo.net/>

【判明した事と証拠】

株式会社 Karigo が作成した記事を定額制動画サービス M 社とコラボし M 社 YouTube チャンネルにて間違った情報を動画にして配信している事が判明

【証拠】 M 社とコラボし YouTube チャンネルで動画配信（～2023年2月3日頃まで）



必要なビジネス知識を5分で学べる動画サービスMigakel (ミガケル) 提供によるブログ動画はこちらから



ミガケルについてもっと詳しく知るならWebサイトへ

【判明した事と証拠】

株式会社 Karigo は当社と同じGoogle広告のリスティング広告（検索連動型広告）において当社の商標「レンタルポスト」を許可なく商標利用料も支払わずに使い続け自社サイトへの勧誘・誘導に商標を使っている事が判明

【証拠】 2023年2月3日付 Google広告で「レンタルポスト」を使い勧誘・誘導していた件



【最後に】

現在、このトラブルにより令和5年2月から商標貸しの新規受付を停止中、Google広告でのリスティング広告（検索連動型広告）もGoogle社の提案により広告を目途がつくまで止めてディスプレイ広告のみにしており都内のポスティングチラシも止めております。

何ら話し合いもないまま対応した従業員は辞めてるから知らない、便乗して不正に勧誘を続けた事実を隠し認めず、実質的な損害などないだろ、なんなら証拠と何か勘違いされている事が非常に残念です。

当社は2022年7月7日～2023年2月3日までの不正利用に関して不正利用した月数×5万円の請求のみ株式会社 Karigo 側に行っております。（<https://www.aqua-post.com/consultant/>）

来年も1月9日から営業時間内は店舗におりますので、これでも広告の勧誘など認めず説明や証拠が足りない場合は話し合いが一番早いので直接、現在の担当者か代表自らお越しく下さい。

令和5年12月29日 中野私書箱センターアクア 代表 栢森高志

